

## 久留米市漬物製造業に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、漬物製造業について報告を求めるに当たって、その基本的な事項を定めることにより、漬物製造業の実態の把握を図り、もって漬物の摂食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「漬物」とは、漬物の衛生規範（平成24年10月12日付食安監発1012第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知別添）の第3に定める漬物をいう。

2 この要綱において「漬物製造業」とは、漬物を製造する営業をいう。

### (営業の報告)

第3条 漬物製造業を営もうとする者は、営業を開始する前に漬物製造業営業報告書（第1号様式）を、保健所長に提出するものとする。

### (報告事項の変更の報告)

第4条 前条の規定により漬物製造業営業報告書を提出した者（以下「報告業者」という。）は、漬物製造業営業報告書に記載した事項に変更があったときは、速やかに漬物製造業営業変更報告書（第2号様式）を保健所長に提出するものとする。

### (営業の廃止の報告)

第5条 報告業者は、営業を廃止したときは、速やかに漬物製造業営業廃止報告書（第3号様式）を保健所長に提出するものとする。

### (調査)

第6条 保健所長は、第3条又は第4条の規定による報告が行われたときは、報告を受けた事項の実態を把握するために必要な調査を行うことができる。

### (補則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に漬物製造業を営んでいる者は、第3条の規定にかかわらず、施行後速やかに漬物製造業営業報告書を提出するものとする。